

■七尾市省エネ家電購入応援事業に関するQ & A

Q 1. いつから開始するのか。

A 1. 令和5年8月1日から翌年2月29日までを七尾市省エネ家電購入応援事業（以下「本事業」という。）の購入対象期間としていますが、七尾市の予算が上限に達し次第、早期に終了します。

Q 2. 誰が購入してもよいか。

A 2. 七尾市内の住居で使用するために省エネ家電を購入する七尾市民（七尾市に住所がある個人）に限ります。

Q 3. 購入する際、手続きなど必要なものはあるか。

A 3. 本事業の手続きとして、購入希望者は申込書への記入が必要となります。また、本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きの七尾市の住所が記載されている身分証明書を対象店舗へ提示してください。対象店舗で申込書を記入することで完了します。

Q 4. 他に購入に関し決まりはあるか。

A 4. 七尾市内の住居に設置する場合に限ります。転売目的での購入はできません。

Q 5. 期間中、何回購入してもよいか。

A 5. 何回購入しても構いません。ただし、七尾市の予算が上限に達し次第、早期に終了しますので、ご注意ください。

Q 6. 本事業開始前（令和5年7月31日以前）の購入者は、対象とならないのか。

A 6. 財源となる交付金を利用することや対象店舗との契約が必要であることから、本事業開始前の購入は対象となりません。

Q 7. 対象製品はどのようなものか。

A 7. いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーンと同じ製品を対象としています。
エアコン、電気冷蔵庫、テレビ、LED照明器具、エコキュート等の5品目

Q 8. 種類が多くあり対象製品がわからない。

A 8. いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン専用サイトで検索できます。または対象店舗にお訪ねください。

専用サイト URL <https://ishikawa-shoene.jp/>

Q9. 本事業の対象店舗はどこですか。

A9. 対象店舗を、七尾市ホームページに掲載しています。なお、本事業の対象店舗であることが市民に分かるよう、市から「のぼり旗」を配布しています。

Q10. 本事業が継続しているのか情報はどこでわかるのか。

A10. 七尾市ホームページに掲載します。

Q11. クレジットカードでの分割払いやポイント払いで購入しても対象となるのか。

A11. 対象製品の保証書及び領収書等があれば対象となります。

Q12. 市と事業者との手続きの流れを教えてください。

A12. 対象となる店舗は、「いしかわ省エネ家電購入応援キャンペーン」の対象店舗で、かつ「七尾市省エネ家電購入応援事業委託契約（以下「委託契約」という。）」を締結した市内事業者となります。

本事業への参加希望事業者は「参加意思確認書」を提出していただきます。その後、委託契約を締結し、市が指定する書類への記入及び報告を行っていただきます。

Q13. 新規に石川県の対象店舗（市内事業者）となり、本事業に参加したい。

A13. Q12の手続きが必要であるため、七尾市環境課までご連絡をお願いします。

Q14. 報告書の提出はメールやFAXでもよいか。

A14. 個人情報に記載された書類があるため、お手数ですが郵送または環境課窓口まで提出をお願いします。

Q15. 受注のみの製品も報告対象となるのか。

A15. 製品の保証書及び領収書等（いずれも購入対象期間内の発行日）の写しがあれば報告対象となります。よって購入対象期間内に保証書及び領収書が揃わない製品は、減額対象となりません。製品の納期等を確認のうえ、減額販売を行っていただきたい。

Q16. 間違った製品を減額販売してしまった場合はどうなるのか。

A16. 対象製品ではないため、市から補填（支払い）はできません。

Q17. 報告が漏れていた製品があった場合、どうすればよいか。

A17. 予算の関係で本事業が早期に終了する場合がありますので、報告漏れがないよう、提出前の確認を徹底してください。本事業終了後の最終報告以降に、報告漏れが発覚した場合、市からの補填（支払い）はできませんのでご注意ください。

Q18. のぼり旗、ポールは本事業終了後どうすればよいか。

A18. 市への最終報告時に、お手数ですが返却をお願いします。

Q19. 予算上限に達する場合の本事業終了の判断と連絡はどうするのか。

A19. 報告書の実績状況から本事業の早期終了を判断します。早期終了を判断した場合、まずは対象店舗へ電話等でご連絡します。

Q20. 保証書とはどのようなものか。

A20. 本事業にて受付可能な保証書は、家電本体や説明書等に付属する、型番の記載があるメーカー発行の書類に限ります。購入時にレシート等と同時に発行される「保証書貼付用」の購入証明書は、メーカー発行の保証書とみなされませんので、ご注意ください。

Q21. 保証書に製品型番の記載がない場合はどうすればよいのか。

A21. 原則、型番の記載のない保証書は、対象製品か確認できないため対象外となります。記載がない場合、購入店舗で型番を記載して、報告書に写しを添付してください。なお、保証書内に型番を記載できる箇所がないタイプの保証書（取扱説明書と保証書が一体になっているもの）の場合、任意の箇所に型番を手書きで記載してください。

Q22. 製品保証書の手元に届く期日がかなり先になりそうです。前もって報告することはできるか。

A22. 報告書には、領収書（または領収レシート）、製品保証書が必要なので、これらの書類が揃わないと報告はできません。対象製品の購入の際に納品や設置までの期間の確認をお願いします。

Q23. 店舗の割引クーポン等を併用することは可能か。

A23. 可能です。ただし、店舗での割引等がある場合は、割引等後を購入額とします。割引等後の購入金額（税抜）が本事業の減額以上であることが必要です。

Q24. 他キャンペーン等との併用はできるか。

A24. 本事業で併用の制限は設けておりません。他のキャンペーン等の規定で制限がある場合はそちらに従ってください。

Q25. 8月1日以降に市と委託契約した場合でも、購入対象期間は8月1日からでしょうか。

A25. 8月1日以降に市と委託契約した場合は、委託契約日から購入対象期間が始まりますのでご注意ください。

Q26. 市へ提出する請求書の様式に指定はあるのか。

A26. 指定はありません。

Q27. 報告書等の様式データがほしい。

A27. 七尾市ホームページに様式データがありますのでダウンロードしてください。

Q28. 市民が振込で支払う場合、領収書等の発行ができない。

A28. 購入者名、振込金額、受取者名等の振込内容がわかる書類で代用しても構いません。

Q29. 市民と対象店舗との購入に関する契約日は市との委託契約日より前だが、工事が委託契約日以降である場合、減額対象となるのか。

A29. 保証書及び領収書等の日付が市との委託契約日以降であれば対象となります。

Q30. 引っ越しや移住等で七尾市民となる予定の方に対象製品を販売する場合、減額対象となるのか。

A30. 購入者が申込書に記入していただく時に、七尾市民であるか確認する必要があります。七尾市民となる予定であっても、申込時に七尾市民ではない場合は減額対象となりません。

Q31. メーカーや機種によっては梱包された中に保証書があり、更に配達を委託している場合、配達契約上、保証書を取り出せない。この場合、どのような書類で報告すればよいか。

A31. 購入者宅に配達したことがわかる書類（購入者名、購入製品の型番等が入った配達工事伝票など）の写しを、保証書の代替として添付してください。

Q32. 申告する消費税はどこまでが課税対象なのか。

A32. 減額する金額は不課税とし、手数料は課税対象（内税）となります。